

議 第 5 0 号

柏崎市、刈羽村及び出雲崎町の公の施設の相互利用に関する協定の一部を変更する協定の締結について

本市と刈羽村及び出雲崎町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第2項の規定に基づき、平成17年3月24日に締結した公の施設の相互利用に関する協定の一部を変更する協定を下記のとおり締結するものとする。

令和7年（2025年）3月10日提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

柏崎市、刈羽村及び出雲崎町の公の施設の相互利用に関する協定の一部を変更する協定

柏崎市、刈羽村及び出雲崎町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第2項の規定に基づき、公の施設の相互利用に関する協定の一部を次のように変更する。

別表中

「

柏崎市西山総合グラウンド
・テニスコート
・多目的運動広場

」を

「

柏崎市西山テニスコート

」に改

める。

附 則

この協定は、令和7年4月1日から効力を生ずる。

柏崎市、刈羽村及び出雲崎町の公の施設の相互利用に関する協定（平成17年3月24日締結）

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
施設の名称	施設の所在地		施設の名称	施設の所在地	
(略)			(略)		
柏崎市西山テニスコート	柏崎市西山町浜忠3224番地1		柏崎市西山総合グラウンド ・テニスコート ・多目的運動広場	柏崎市西山町浜忠3224番地1	
(略)			(略)		